

Q & A ご質問と回答
(中小企業海外展開支援事業～普及・実証事業～)

No	該当項目	Q	A	HP掲載日
資格要件・提案要件				
1	提案事業	普及・実証事業では必ず現地に装置を設置する必要があるのか。	普及・実証事業は現地（海外）における装置の設置を要件とはしていませんが、実証活動を含めていただく必要があります。調査のみの事業計画は認められません。	2015年4月5日
2	提案事業	本事業で装置のオペレーションを担当することになる現地民間企業の要員を本邦受入活動で受け入れることは可能か。	本邦受入活動の対象は、原則、調査対象国政府関係機関の人材です。民間企業所属の人材については、JICAにてその必要性、受入れる人材・人数の妥当性が確認された上で、調査対象国政府関係機関からの了解を前提に、受入れ可能ですが、民間企業所属の人材に限定して本邦受入活動を行うことは適当ではありません。	2015年4月5日
3	提案法人	一般財団法人は応募が認められるか。	本事業の参加資格は、募集要項P2 2.参加資格要件等 (1)参加資格要件に該当する法人のみとなりますので、一般財団法人は該当いたしません。	2015年4月5日
提出書類・企画書等				
4	提出書類	「様式2」について、住所、法人名、代表者記入欄に入力すると、プレビュー状態では見えないが、プリントすると下線が引かれ、左側に縦線が入る。下線は必要なものなのか。どのように入力すればいいのか。	「様式2」については、設定に不備がありましたので、差替えしました。	2015年4月5日
5	提出書類	活動期間を3年に設定しているが業務完了報告書は「それ以降」になるため、欄外に記入すればよいのか。	契約期間は最大3年となりますので、業務完了報告書の提出を含めて3年以内の事業計画策定をお願いします。	2015年4月5日
6	提出書類	進捗報告書の提出の時期および回数等の決め事はあるのか。	進捗報告書については、目安として事業開始後6か月毎に提出いただく予定です。	2015年4月5日
7	提出書類	提案企業は病院を営んでいるが、その傍ら本事業に毎日かかわっていく。その場合、工程はすべての月を全部塗りつぶせばよいのか。もしくは月平均業務時間を算出し、該当の日数分（例えば月平均すると7日間業務に携わる等）だけ塗りつぶせばよいのか。	1日あたりの業務時間を「7時間」とし、毎月の従事時間を足し合わせたものを日割りで算出ください。算出された日数分についてバーチャートをご記入ください。	2015年4月5日
8	提出書類	財務諸表については提案企業のみで、外部協力の企業は不要でよいのか。	外部人材の所属する企業の財務諸表は不要です。	2015年4月5日
9	企画書	提案事業が「医療技術の提供および研究」であり、事業の中で医療機器等10点程が必要となる。この購入予定の機材の数量を記載すればよいのか。	活用予定の製品・技術に主に必要となる機材の数量をご記載ください。	2015年4月5日
10	企画書	提案書に政府関係機関や現地パートナー企業からのサポートレターを添付することで審査の加点要素になるのか。	サポートレターの有無を審査の加点要素とはしていませんが、普及・実証事業は、政府関係機関との間で事業内容や先方の負担事項について実質的な合意を取り付けていることが前提となりますので、企画書作成に際して、留意いただくようにお願いします。	2015年4月5日
11	企画書	募集要項P8では左上をホチキス留めとあり、企画書留意事項では左2箇所止めとなっている。どちらが正解なのか。また、企画書その他書類は両面印刷でよいのか。	企画書は左上ホチキス留めでご提出ください。企画書その他書類は両面印刷でご提出ください。	2015年4月5日
事業内容（事業分野、事業実施機関・実施体制・人材配置等）				
12	事業実施国政府関係機関	実証試験のための導入先として、カウンターパートが現地民間企業を選定すること、さらにその民間企業に無償貸与することは可能か。また、この資機材や成果物の民間企業における経理的取り扱い、カウンターパートからの無償借用物と処理してよいのか。何か従うべき処理方法などはあるか。	事業実施国政府関係機関からの要請があり、譲与後の同機関による継続的な活用および運営維持ができることが担保され、さらに機材が容易に移動維持管理ができる場合に限り、民間企業の敷地内を導入先とすることが認められる可能性もありますので、採択後の契約交渉時にご相談ください。また、事業実施中は資機材はJICAの所有権となりますので、カウンターパートが現地民間企業に無償貸与することはできません。	2015年4月5日
経理関連（予算・見積り等）				
13	見積り	外部人材の1人の航空券ランクが大卒18年以上およびフライト8時間未満で（Y）に該当するが、腰と足に病気があり（診断書あり）狭い座席では体調不良となり、現地での診察業務に支障がでる。この場合、ビジネスクラスでも経費として認められるのか。	企画書提出の時点では経理処理ガイドラインに従って見積りを作成ください。	2015年4月5日
14	見積り	「拘束日数」欄は月の拘束日数を記入すればよいのか。今回申請する事業期間は3年を予定しており、4名の医師が月に7日づつを交替で支援国に赴き診察する予定である。それを3年間継続するので、各人の拘束日数は「7日/月×36ヶ月＝252日」と記載すればよいのか。	本事業実施にあたり、現地で活動する日数（移動日含む）をご記載ください。毎月7日間、現地で本事業に従事する外部人材については「252日」（＝7日/月×36ヶ月）とご記載ください。	2015年4月5日
15	見積り	技術移転にない要素を担当業務（例えば、商品企画・販売）とする従事者を、3名アサインすることは可能か。この際、業務分掌が明確であれば問題ないか。	本事業の目的と貴社の提案する事業とに照らし合わせ、必要な業務であることが分かれば可能です。契約交渉等で確認いたします。	2015年4月5日

16	見積り	業務対象国の公的機関（省庁など）へ現地再委託することができるか。この公的機関は、C/Pではなく、対象国で最も信頼のおける技術を有している組織である。	その省が同意し、かつ適切な作業が行われることが担保できれば可能です。採択後、契約交渉時に妥当性を確認いたします。	2015年4月5日
17	見積り	「公的機関であるが直接のC/Pではない協力機関」が「本邦ではない第3国」において「外部人材」のもとで研修を行うとなった場合、本邦受入研修に準じて経費の取り扱いや研修の実施をすることは可能か。	本邦受入はあくまで日本国内での研修等の活動が対象となりますので、第三国での実施は認められません。他方、本事業の目的と貴社の提案する事業に照らし合わせ、第三国で事業を実施するのが適当と判断された場合は、人件費、旅費などで支出が認められることもあります。契約交渉時に妥当性を確認致します。	2015年4月5日
18	見積り	事務機器ではない実証のための機器をリースやレンタルで調達することは可能か。	可能です。	2015年4月5日
19	見積り	燃料の分析を専門会社に外注することは可能か。	可能です。	2015年4月5日
20	見積り	外部人材に掛かる費用の全事業費に対する上限割合のような制限率、制限額はあるのか。	上限率、額はありませんが、事業効果を発現するうえで、過不足ない外部人材の配置を検討ください。契約交渉にて妥当性を確認させていただきます。	2015年4月5日
21	見積り	普及・実証事業中に業務対象国にて合弁会社を設立した場合、合弁会社設立まで雇用して現地備人（合弁会社設立後は合弁会社の従業員になる見込み）を継続して雇用できるか。	現地での雇用されるまでは現地備人費の対象となりますが、雇用後は現地備人費の対象となりません。	2015年4月5日
22	見積り	提案製品は他社から購入した複数の部材（弊社向け特注部材を含む）を組み合わせており、提案企業自体は「設計業務」や「施工指導」が主体となっている。機材の製造・購入費原価は、他社からの各種部材原価の積算となるのか、利益を含まない範囲で弊社の「設計費」、「施工指導費」を割り出した後含めて原価としてよいのか。	他社製品の部材は、購入（仕入）価格を原価と見なします。提案企業による「設計費」、「施工指導費」については利益を含まない額を計上ください。提案製品価格の妥当性については、契約交渉で確認いたします。	2015年4月5日